

5	年	保	存
令和11年3月31日満了			

F N o . - 0 1 0 1 0 8 0 2
崎 務 (企) 第 3 5 2 号
崎 務 (人 一) 第 4 8 9 号
崎 務 (採) 第 1 8 5 号
崎 務 (術) 第 1 7 5 号
崎 厚 (共) 第 8 6 号
崎 地 (企) 第 2 6 9 号
令 和 5 年 8 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

駐在所勤務員等に係る少年柔道・剣道活動の公務認定及び実施要領について（通達）
公務として取り扱う少年柔道・剣道活動については、「駐在所勤務員等に係る少年柔道・剣道活動の公務認定及び実施要領について（通達）」（令和2年9月8日付け崎務（企）第407号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところ、この度、所要の見直しを行い、本日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 公務性についての基本的な考え方

警察職員が行う少年に対する柔道及び剣道の指導については、警察職員の能力を生かした少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養に資するための活動として、少年警察活動規則第9条に含まれ、少年の健全な育成等を目的とした各種警察活動の一環として位置付けられることから、公務として取り扱う。

2 少年柔道・剣道活動の実施要領

(1) 活動場所

職員が所属する警察署の道場及び同署管内の公共施設、学校等とする。

(2) 対象者

原則として小学生及び中学生とする。

(3) 少年柔道・剣道指導員の指定等

ア 指定対象職員

所属長は、次に掲げる職員を少年柔道・剣道指導員（以下「指導員」とい

う。)に指定すること。

(ア) 指導員としての指定が適当であるとして、警務部警務課長から警察署長に対して通知された職員

(イ) 長崎県警察が管理する武道館において、少年に対して柔道及び剣道の指導を行う会計年度任用職員

(ウ) (ア)又は(イ)の職員と合同で継続的に指導を行う等、警察署長が指導員に指定することが適当であると認める職員

イ 指導員の指定等の手続

所属長は、上記アの職員に対して少年柔道・剣道指導員指定書（別記様式第1号）を交付すること。

なお、上記ウの職員に係る指導員の指定については、事前に警務部警務課長と協議すること。

ウ 指定の解除

所属長は、指導員の指定を解除する場合は、少年柔道・剣道指導員指定解除通知書（別記様式第2号）を交付すること。

なお、他所属に異動した場合には、その時点で指導員の指定が解除されたものとみなし、少年柔道・剣道指導員指定解除通知書（別記様式第2号）の交付は不要とする。

エ 指定・解除の報告

指導員の指定又は指定の解除（異動による解除を除く。）を行った場合は、速やかに警務部警務課長宛てに報告すること。

(4) 活動日誌の作成

指導員は、活動日ごとに少年柔道・剣道活動日誌（別記様式第3号）を作成し、活動内容等を記録しておくこと。ただし、上記(イ)の職員については、武道館の処務に関する訓令（昭和41年長崎県警察本部訓令第13号）に規定する業務日誌等の作成をもって、当該活動日誌の作成に代えることができる。

(5) 活動状況の組織的管理

公務は、所属長の命令により行うものであることから、公務として認定された少年柔道・剣道活動については指導員任せにすることがないように、所属長を始めとする所属幹部（警部（同相当職）以上の直属の上司）が活動状況の確認等を通じてその活動実態を把握すること。また、その活動に改善すべき事項を認めた場合には、直ちに是正するとともに、必要に応じ警察本部主管課と連携するなどして対応すること。

(6) 活動上の留意事項

ア 保護者等への活動目的の周知等

活動に当たっては、保護者や少年等の関係者に対して活動の目的が単なる柔道及び剣道の技術錬成のためだけでなく、少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養など、少年の健全育成のためのものであることの

周知徹底を図ること。

その上で、様々な犯罪被害の防止やサイバー犯罪等時勢に応じた犯罪の被害抑止講話、ボランティア活動等への取組にも配意すること。

イ 各種事故防止等

(ア) 指導員は、少年の年齢、体調、技能、体力、練度、参加人数等に応じた指導を実施するとともに、天候等による訓練中止の適正な判断を行うなど、各種事故防止に努めること。

(イ) 指導員は、少年、実技指導を行う保護者等に対し、スポーツ保険等への加入を推奨すること。

ウ 倫理観の保持

公務としての活動に対する謝礼・報酬等の金品や飲食等の接待については、いかなる名目であっても受けてはならず、疑念を抱かれる行為は厳に慎み、警察職員としての倫理観の保持に努めること。また、活動に係るプール金等を管理することは無用のトラブルの原因となるので、自らその管理に当たらないように留意すること。

エ 所属幹部への報告

指導員は活動上問題が生じた場合は、速やかに所属幹部に報告して対応を検討すること。

(7) 戦略的人材確保活動の推進

警察官を志す者の中には、少年柔道・剣道活動を通じて警察官から指導を受けたり、警察署の道場に出入りすることで、警察官や警察組織を身近な存在として感じるようになり、また、指導者の人間性や指導者が語る言葉の一つ一つが志望動機に大きな影響を与えたと考える者が多い。よって、指導員に指定された者は、警察の魅力を発信することが優秀な人材の確保活動に寄与するものであることを認識し、少年の進学後においても、少年やその保護者等と連絡を取り合うなど良好な人間関係の維持拡大に努め、より多くの人材確保に向けた活動を推進すること。

(8) 諸制度の活用

本通達に基づき、公務として取り扱う少年柔道・剣道活動については、勤務時間の変更・分割等の勤務制度や職員が訓練中に負傷した際の公務災害認定請求の対象となり得ることから、諸制度を活用して職員の処遇改善を推進すること。

担
当

警務部警務課企画室企画第一係
警電：2633

少年柔道・剣道指導員指定書

(所属・官職)	(氏名)
(内容)	
少年柔道・剣道指導員（〇〇会）に指定する	
年 月 日	
長崎県〇〇警察署長 階級 〇〇 〇〇 印	

少年柔道・剣道指導員指定解除通知書

(所属・官職)	(氏名)
(内容)	
少年柔道・剣道指導員（〇〇会）の指定を解除する	
年 月 日	
長崎県〇〇警察署長 階級 〇〇 〇〇 印	

